

# 東日本大震災が発生、酪農乳業に大被害

3月11日午後2時46分ごろ、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖大地震が発生した。大地震と大津波の発生で太平洋側の東北、関東地方を中心に酪農家、乳業工場などにも大きな被害をもたらした。また、津波による東京電力福島第1原子力発電所の事故で放射性物質が飛散し、福島県を中心に放射能被害が拡大した。

## ■ 岩手、宮城、福島の酪農乳業に大被害 生乳廃棄、飼料、燃料、包材も不足

東日本大震災は死者、行方不明者合計で2万4,000人を超える大きな被害をもたらした。酪農乳業への被害も甚大であり、被災地の岩手、宮城、福島の3県を中心に東北地方の太平洋沿岸部の酪農家、乳業工場、飼料工場は地震による津波の被害を受けた。酪農現場では停電で搾乳機械が使用できず、集乳もされないため生乳を廃棄。さらに、燃料や包材の不足も重なり、乳業工場も稼働できない状況となった。

また、沿岸部の飼料工場が壊滅的な被害にあったことや、道路の損壊や燃料不足で酪農家に飼料が運べず、酪農家は生乳廃棄と飼料不足という二重の被害を受け、いまだに被害の全容が把握できないほど事態は深刻化している。

関東地域でも、関東生乳販連管内のクーラーステーション33カ所のうち、茨城、栃木、千葉、群馬の一部で停電のため稼働が停止し、酪農家は生乳を廃棄。茨城県内にある包材工場が操業を停止したため紙パックなど資材が足りず、停電や重油など燃料も不足したことで乳業工場が稼働できず、東日本では牛乳乳製品が欠品する事態となった。

## ■ 原発事故で福島、茨城産生乳出荷中止 生産者団体は国に万全の支援要請

一方、地震による津波で福島県にある東京電力の福島第1原子力発電所で爆発事故が発生し、放射性物質が飛散した。近隣の酪農家が避難や屋内退避を強いられ、やむを得ず乳牛を残したまま、避難せざるを得ない酪農家もいた。

原発事故の影響で、福島県産生乳から国が定めた暫定規制値を超える放射性物質が検出。政府は3月21日

に福島県産生乳の出荷停止を指示したため、県内約500戸の酪農家が生乳の全量廃棄を開始。その後、茨城県でも生乳から暫定規制値を超える放射性物質が検出されたため、政府は23日に同県産生乳の出荷停止を指示。福島、茨城の両県で生乳出荷ができない緊急事態となった。

政府の原子力災害対策本部は、原発事故で出荷停止となった生乳はクーラーステーション(CS)や乳業工場の単位で検査の試料を採取し、暫定規制値を下回った場合は、CSや工場に属する市町村単位で出荷停止を解除する方針を決めた。この方針に基づき、4月8日に福島県会津地方の7市町、10日には茨城県全域で出荷停止が解除。その後、福島県では16日に25市町村、21日に2市町、5月1日に2市町(一部区域を除く)でそれぞれ生乳の出荷停止が解除された。

## ■ 本会が乳業団体に円滑な受乳を要請 廃棄乳の乳代、とも補償などで補てん

全中、日本酪政連など生産者団体は震災直後から政府に対し、廃棄された生乳への補償、集乳車や飼料、家畜輸送車への燃料の優先確保、計画停電下での乳業工場、飼料工場への配慮、原発事故に伴う出荷停止や風評被害への万全の補償を要請した。

本会も震災直後から、被災地酪農家の早期再建、牛乳乳製品の安定供給再開に向けた支援を政府に要請。さらに乳業団体に対して、①集送乳や乳業工場での生乳受け入れが円滑に行われるよう酪農乳業で協力する②出荷自粛の行政指示以外の地域の生乳は通常取り受乳、取引する③流通からの原乳に関する問い合わせは、行政の方針に基づき取引していると説明する④燃料などの不足で製造コストが上昇しており、特売などの販促は慎む—ことなどを要請した。さらに、農水省牛乳

乳製品課には、これら4項目の要請内容を乳業者に強く指導するよう申し入れた。

一方、東北、関東の酪農家が、震災で出荷できない生乳を廃棄したため、廃棄した生乳の乳代について、管内の酪農家で負担する「とも補償」の実施や、県連、単協独自の基金の取り崩しで対応した。

なお、東北、関東の酪農生産者団体は、原発事故で出荷停止となり、廃棄した生乳については毎月、東電に損害賠償として早期に補償するよう求めている。

## ■ 1次補正予算、農水省は3,817億円 共同畜舎の復旧、死亡家畜の処理を支援

政府は大震災からの復旧を支援するため、4月22日に平成23年度第1次補正予算を閣議決定して国会に提出し、5月2日に成立した。予算総額4兆153億円のうち、農水省関係は3,817億円となった。

農水省予算では、農業生産関連施設の復旧、農業機械の導入などを支援する「東日本大震災農業生産対策交付金」に341億円、農林漁業金融公庫資金などを無担保、無保証人で、一定期間無利子で借りられる「農業経営復旧等のための金融支援」に78億円、被災農家で経営再開の意志がある農家の復旧の取り組みに支援金を交付する「被災農家経営再開支援事業」に52億円が計上された。

酪農乳業関係では「東日本大震災農業生産対策交付金」として、被災した共同畜舎などの施設の復旧、共同畜産機械のリース方式による導入、放牧関連施設や飼料生産機械の修理などの費用、被災した乳業工場の改修、工場の再編の費用などを支援する。

また、震災で死亡した家畜の処理費用を補助する「被災家畜円滑処理・関連業種再開支援事業」に6億円、北海道、九州などから東北地方の畜産農家に配合飼料を供給する場合、地域の配送基地までの輸送経費を助成する「配合飼料緊急運搬事業」に11億円を措置した。

さらに、今回の大震災で、農畜産物の収穫量が平年に比べて30%以上減少し、かつ損失額が平年の10%以上減少する被害を受けた農家を対象に、農協や市中銀行などの金融機関から無利子で運転資金が借り入れできる融資枠として1,000億円を創設した。

政府は今後、被災地の本格的な復旧、復興支援策を盛り込んだ追加の補正予算をさらに検討していく方針。

## ■ 牧草から基準超える放射性物質検出 東電、5月末に賠償金仮払い決定

一方、福島第1原発事故が終息しない中で、東北や関東の一部地域では、牧草から暫定許容値を超える放射性セシウムが検出された。許容値を超えた地域の牧草は粗飼料として給与できないため、各県は原発事故以降に生産された牧草などの牛への給与、放牧については自粛するよう酪農家などに周知徹底を図った。酪農家にとって牧草などの粗飼料は欠かせず、今後の酪農生産への影響が懸念されるため、酪農団体の中からは、国による飼料畑の買い上げを求める要望が出た。

また、東京電力は5月13日、福島第1原発事故で生乳の出荷制限を余儀なくされた酪農家など農林漁業者に対し、5月末までに賠償金の仮払いを行うと発表した。東電は4月15日に福島第1原発から半径30<sup>キロ</sup>圏内の避難者に対し、当面の生活資金として一般世帯は100万円、単身世帯は75万円の仮払い補償金の支払いを決めていた。しかし、政府の指示で避難したことで、経営ができなくなった農林漁業者などへの賠償金については、国の原子力損害賠償紛争審査会が被害の範囲などをまとめた指針を踏まえる必要があったため、支払いの決定が遅れていた。

審査会は4月28日、風評被害を除いた営業損害範囲などを定めた1次指針をまとめ、これを踏まえ、政府は5月12日に東電に仮払いを要請。JAなどで構成する各県の協議会が一括して東電に賠償請求し、東電が請求されたものについて、一定の比率で賠償金を仮払いする仕組みができた。

さらに、政府は同日、福島第1原発から半径20<sup>キロ</sup>圏内に設定された警戒区域内で生存している家畜の安楽死処分も決定し、福島県に指示した。同県は家畜所有者の同意を得た上で、殺処分の作業に入った。同区域内には約3,500頭の牛が飼養されていたが、同県によると、指示が決定された当時、約1,300頭が生存しているといわれた。

現時点で大震災の詳細な被害は明らかとなっていないが、被災地の1日も早い復興を願うとともに、被災した酪農関係者に改めてお見舞い申し上げたい。